

配置を変更する組織

Table with 4 columns: 移転予定日, 組織名, 現在の場所, 移転先. Rows include 4月20日(月)から and 4月27日(月)からの移転情報.

(※1) 特定健診・特定保健指導等の業務は、4月から健康部健康推進課に移管し、健康推進課地域保健係と統合して健診係が担当しています。

上表(※4)

新宿消費生活センター・消費生活相談室が移転

4月20日(月)から、移転先で業務を行います。【新所在地】新宿5-18-21、第2分庁舎分館2階【新電話番号】▶新宿消費生活センター☎(5273)3834、▶消費生活相談室☎(5273)3830【問合せ】新宿消費生活センター☎(3365)6100(4月17日(金)まで)へ。

Table showing office configurations for 本庁舎, 第1分庁舎, and 第2分庁舎 across various floors (8階 to 1階).

(※2) 長寿(後期高齢者)医療制度に関する業務は、4月から、新設の健康部高齢者医療担当課(本庁舎4階)が担当しています。

区役所第2分庁舎分館完成. 一部の組織の配置が変わります. 4月20日(月)・27日(月)から. Includes a map of the building location.

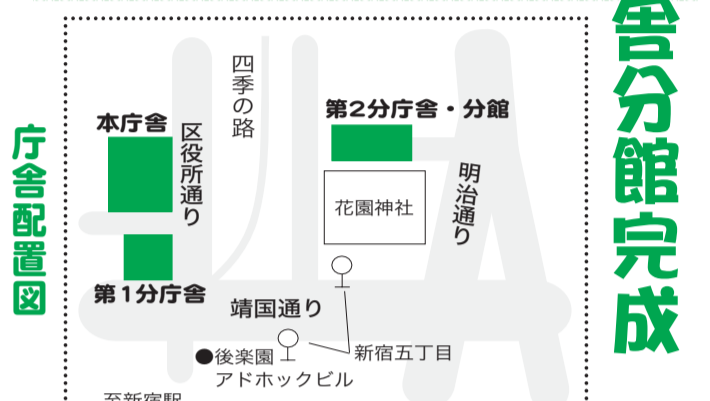


Table detailing the organizational structure of the 2nd Branch Office (新宿5-18-21) across 3, 2, and 1 floors.

(※3) 生活福祉課医療係は4月27日(月)から第2分庁舎1階に移転します。

「協働推進基金」への寄附を通して「社会貢献」をしませんか?

●区民・事業者の皆さんへ

皆さんからの寄附金を積み立てて「協働推進基金」とし、NPO法人へ活動資金を助成しています。寄附金の額に制限はありません。また、皆さんの意思をできる限り尊重し、寄附をしたいNPO活動の分野・団体を指定できます。

【寄附の方法】寄附申出書を電話で地域調整課管理係へ請求してください。申出書は、同課・特別出張所でも配布しています。寄附金は直接窓口にお持ちいただくか、納付書で振り込めます。

※税制上の優遇措置…21年度から、「ふるさと納税制度」により個人住民税の寄附金税制が大幅に改正されました。寄附金のうち5,000円を超える部分について、個人住民税所得割の額のおおむね1割を上限として、税額から控除されるようになりました。詳しくは、地域調整課管理係へお問い合わせください。



障害者と健常者がたすきをつなぎます。20年度助成事業「ピポ・ユニバーサル駅伝」(NPO法人コミュニケーション・スクエア21)

区内で活躍するNPO法人に活動資金を助成するため、「協働推進基金」を設置しています。20年度は17団体から助成申請があり、そのうちの8団体の事業に助成しました(助成総額300万円)。

【対象】区内のNPO法人【申込み】電話・ファックス(法人名・電話番号・参加人数を記入)で地域調整課管理係へ。説明会終了後、区への登録申請を受け付けます。登録を希望する方は必要書類を確認の上、お持ちください。

今回は、21年度のNPO活動資金助成の申請についてお知らせします。資金助成・NPOの区への登録案内は、地域調整課で配布するほか、新宿区ホームページの「協働のひろば」でもご覧いただけます。また、区登録NPOの活動状況等は、「協働のひろば」で紹介しています。

【助成の申請】対象事業】区に登録したNPO法人が、区民の方を対象に特定非営利活動促進法に基づいて行う「特定非営利活動にかかわる事業」で、助成決定の日から22年3月31日までに終了する事業【助成の基本方針】

活動資金助成の申請には、事前に区への登録が必要です。【対象】次のすべての要件を満たすNPO法人①主たる事務所と特定非営利活動を行う活動拠点が新宿区内にある②特定非営利活動に係る事業費の割合が事業費の総額の50%以上ある③区民の方が対象の非営利活動事業を行い、その事業計画がある

「協働推進基金」NPO活動資金助成申請を受け付けます. この基金は皆さんからの寄附で運営しています. Includes a small map and contact info.